公益法人に対する随意契約の見直しの状況（公共工事）

様式６－２

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果（見直す場合はその内容）	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
R6那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務 常陸河川国道事務所 R7.4.1～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐近　裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	令和7年4月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水対策プロジェクトの大場遊水地事業における測量・地質・調査・設計業務委託等に対する指導・調整等、地元及び関係行政機関等に関する協議や事業管理並びに那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける用地取得監理や事業計画検討を行い、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式（拡大型）により選定を行った。 R6那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務長大・関東建設マネジメント・河川財団設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	198,759,000	198,759,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、用地取得監理や事業画検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R7.4.1～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 小池　聖彦 千葉県野田市宮崎134	令和7年4月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するには、高度な技術や経験を必要とすることから、「UAVを用いた実証試験において特に留意すべき事項について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により選定を行った。 R7江戸川管内河川管理施設監理検討業務河川財団・キタック・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	38,203,000	38,203,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
道路管理等効率化システム検討資料作成業務 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号　近畿地方整備局 R7.4.8～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川　朋弘 大阪府大阪市中央区大手前3－1－41	令和7年4月7日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1－5－10	2010005004175	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の公示にあたり、参加可能業者が278者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に22者から入札説明書等のダウンロードがなされ、3者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有する参加表明書提出者の中から3者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため。	71,621,000	71,621,000	100.0%	公財	国認定	3		本業務は、道路情報の利活用といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他（淀川河川事務所及びその管内） R7.4.8～R8.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤　洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和7年4月7日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11－9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に23者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	103,422,000	103,422,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域連携事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
堤防植生等維持管理効率化対策効果検討業務 大阪府枚方市山田池北町11番1号 R7.4.9～R8.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 矢野　公久 大阪府枚方市山田池北町11番1号	令和7年4月9日	公益財団法人河川財団・日本工営設計共同体 東京都中央区日本橋小伝馬町11－9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、堤防の機能を効率的に維持するための方策について、堤防植生の持続的な管理技術及び河道内樹木の持続的な繁茂抑制技術について、試行による効果検証等を通して技術的知見をとりまとめるものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、そのうち1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案として認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	60,522,000	59,356,000	98.1%	公財	国認定	1		本業務は、適正な河川維持監理・除草費用の効率的削減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

円山川生物環境とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市幸町10－3 （豊岡河川国道事務所管内） R7.4.16～R8.6.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 澤村　学 兵庫県豊岡市幸町10－3	令和7年4月15日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1－17－24	1010005018655	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、別業務にて実施している河川環境モニタリング調査結果をもとに、河川事業（治水事業及び環境事業）による生物等河川環境への影響について分析評価及び整備効果をとりまとめ、円山川水系自然推進委員会及び同技術部会の意見を踏まえて、今後実施する円山川水系自然再生計画事業箇所（中郷遊水地環境創出等）の具体的整備内容や方法に関する検討資料の作成、及び円山川総合水系環境整備事業の事業再評に関わる資料作成、次期河川整備計画検討にあたって必要な環境定量目標の検討を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に37者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	75,383,000	75,328,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、環境に配慮した河川事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　伊勢湾港湾機能継続計画実効性向上検討業務 愛知県名古屋市 R7.4.15～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長　西尾 保之 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和7年4月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした伊勢湾港湾機能継続計画（以下「伊勢湾BCP」と記す。）の強化を図るため、訓練の実施及び課題等への対応を検討するものであり、航路啓開作業に関するアクションカードを作成するとともに優先的に海上輸送ルート決定方法について検討する。検討結果については、伊勢湾BCP及び、伊勢湾BCPに含まれる伊勢湾の緊急確保航路等航路啓開計画及び、発災時に迅速に対応できるように作成された手順書（案）等に反映及び改善するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	22,814,000	22,550,000	98.8%	公社	国認定	1		本業務は、大規模災害時の広域連携体制強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、人礼参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応礼の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7荒川下流学習支援検討業務 荒川下流河川事務所管内 R7.4.17～R8.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田　友弥 東京都北区志茂5-41-1	令和7年4月16日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「荒川知水資料館や荒川下流部のフィールドを用いた学習支援を行い、その結果を分析・効果検証から、荒川の治水や自然環境の現状等荒川に関する内容の学習支援プログラムの充実化を図り、生徒達の流域水に関する意識の向上および河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。」ものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、荒川流域をフィールドとした学習支援プログラムを実施する新たな拠点を検討するための着眼点について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、公益財団法人日本生態系協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー ・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本生態系協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	32,417,000	32,417,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境保全意識の啓発につなげるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7・R8利根川上流エコネット等調査検討業務 利根川上流河川事務所管内 R7.4.19～R8.9.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局　利根川上流河川事務所長 飯野　光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和7年4月18日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取り組みの検討を行うため、渡良瀬遊水地や利根大堰周辺地区及び、稲戸井調節池の動植物の生息状況を調査し、コウノトリ等の採餌環境の観点から湿地環境の創出状況の把握を行い、評価するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、エコロジカル・ネットワーク形成に対する各主体の温度差を埋める有効な手法について、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により選定を行った。 （公財）日本生態系協会は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	38,940,000	38,940,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境と治水といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R7渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R7.4.19～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬河川事務所長 荒井 満 栃木県足利市田中町661-3	令和7年4月18日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式（総合評価型）により選定を行った。	45,507,000	45,507,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

令和7年度　木曽三川下流部河川管理施設等監理検討業務 R7.4.19～R8.3.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所長 川上 哲広 三重県桑名市大字福島465	令和7年4月18日	共同提案体（設計共同体） 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11－9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木曽三川下流部の直轄管理区間を対象に、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行していくために、堤防等の点検結果等を基に異状・損傷における程度の評価、原因の把握、進行の可能性や河川管理に与える影響等についての評価を実施し、対策工法・優先順位（案）、モニタリング計画の検討等を行い、河川管理の基礎資料を作成するものである。 上記業者は技術提案書の提出があった2者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	25,245,000	25,234,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、河川管理の適切かつ適正な遂行といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられる。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
福山港箕島地区船舶航行安全対策調査検討業務 R7.4.18～R7.11.14 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 小倉 一仁 広島市南区宇品海岸3-10-28	令和7年4月18日	公益社団法人瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、福山港箕島地区の暫定供用中である施設の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 （簡易公募型プロポーザル）	17,863,509	17,765,000	99.4%	公社	国認定	1		本業務は、港湾工事における船舶の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度　四国圏域生態系ネットワーク検討業務 四国地方整備局 R7.4.22～R8.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 豊口　佳之 香川県高松市サンポート3-33	令和7年4月21日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 　本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性および客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 　公募により技術提案書の提出を求めたところ、1社から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った上記業者を特定したものである。	10,307,000	10,307,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、四国の生態系ネットワークの形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R7荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R7.4.23～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 萩原　健介 埼玉県川越市新宿町3-12	令和7年4月22日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により選定を行った。 　R7荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	51,029,000	51,029,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R6久慈川・那珂川環境整備事業等検討業務 久慈川水系及び那珂川水系 R7.4.24～R8.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐近　裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	令和7年4月23日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、自然再生計画（案）の作成等を行う他、「那珂川緊急治水対策プロジェクト」による治水事業と連携して環境整備事業による良好な水辺空間を創出するための検討、那珂川の塩水遡上特性検討等を行う業務である。 　本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式（拡大型）により選定を行った。 　R6久慈川・那珂川環境整備事業等検討業務リバーフロント研究所・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	89,485,000	89,485,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務 千葉県松戸市五香西6-12-1 R7.5.1～R7.12.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 山下　尚 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和7年4月30日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式により選定を行った。 　R7デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務河川財団・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため。	25,927,000	25,927,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における技術力向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

R6道路管理問合せ応答システム検討業務 関東地方整備局管内 R7.5.2～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 山下　尚 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和7年5月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「道の相談室」に寄せられる多種多様な行政相談に関する問合せ対応を省力化するため、道路管理者等への対応依頼や対応状況の確認等を効率的かつ効果的に行うため道路管理問合せ応答システムの構築を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針、特定テーマに関する技術提案を求める簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 （公財）日本道路交通情報センターの技術提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。	15,631,000	15,631,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路管理問い合わせ応答システムの構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R7多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系直轄管理区間 R7.5.1～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 佐々木　昇平 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和7年5月1日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川河口部における汽水域の生物生息環境を把握することにより、今後の多摩川河口部の干潟環境（保全、創造、再生）等のあり方に資する目的で調査検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R7多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	34,551,000	33,990,000	98.4%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R7.5.3～R8.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 飯野　光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和7年5月2日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、渡良瀬遊水地周辺の堤防の獣害を縮小するための方策について技術提案を求め、簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式により選定を行った。 R7利根川上流管内維持管理方策検討業務エコー・河川財団設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	55,781,000	55,781,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 東京都江東区新木場1-6-25 東京港湾事務所 R7.5.7～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京港湾事務所長 加藤 絵万 東京都江東区新木場1-6-25	令和7年5月7日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1	1020005009686	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 「近接するY2岸壁を利用する船舶の入出港を考慮し、Y3 岸壁における施工の安全性を確保するための航行安全上の留意点」 本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、Y1 及びY2 岸壁に入出港する船舶との競合回避のための対策等、唯一の技術提案を行った左記業者を特定した。 本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29 条の3第4項により、左記業者と随意契約をするものである。	11,891,000	11,704,000	98.4%	公社	国認定	1		本業務は、工事期間中に周辺を航行する船舶への影響及び安全確保等といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、仕様書記載内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うことと、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R7.5.10～R8.3.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 青木　孝夫 茨城県筑西市二木成1753	令和7年5月9日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川のと河道整備状況や課題を整理し、課題解消に向けた事業の整備手法等の検討を実施することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R7鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	20,284,000	20,240,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、事業の整備手法等の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

R7京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所管内 R7.5.10～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 佐々木　昇平 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和7年5月9日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、工程計画、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R7京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	55,088,000	55,088,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
石狩川流域における生態系ネットワーク形成検討業務 北海道夕張郡長沼町ほか R7.5.10～R8.3.13 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 平山 大輔 北海道札幌市中央区北2条西19	令和7年5月9日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる生態系ネットワーク形成検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めた。テーマ「石狩川流域生態系ネットワークの目標達成に向け普及・啓発及び情報発信や、関係主体間の連携・協働を推進するための取組方策を検討する上での留意点について」に対しての的確性が他社より優れ、総合的に高い評価を得た者を特定した。 （公募）	27,621,000	27,621,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、広域的な生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
淀川流域生態系ネットワーク形成推進業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所管内) R7.5.13～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤　洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和7年5月12日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20	6013305001887	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に31者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	13,420,000	13,420,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、淀川の生態系ネットワーク構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R7.5.14～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 柳川　克一 高知県四万十市右山2033－14	令和7年5月13日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた上記業者を特定したものである。	15,356,000	15,356,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、四万十川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	有
R6利根川下流自然再生施策・地域連携検討業務 利根川下流河川事務所管内 R7.5.20～R8.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 三枝　伸太郎 千葉県香取市佐原イ4149	令和7年5月19日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川下流部の自然環境の保全創出に関する計画の検討手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R6利根川下流自然再生施策・地域連携検討業務　エコー・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	53,922,000	53,922,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　肱川流域生態系ネットワーク推進検討業務 大洲河川国道事務所 R7.5.20～R8.5.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 須田　泰造 愛媛県大洲市中村210	令和7年5月19日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、肱川流域における生態系ネットワーク推進検討に関して、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。公募により技術提案書の提出を求めたところ、1社から提出があり、これらを総合的に評価した結果、求める提案内容に合致し、最も優れた提案を行ったと認められた上記業者を特定したものである。	14,993,000	14,993,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、肱川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

R7河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R7.5.27～R8.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 山下　尚 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和7年5月26日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、三次元データや無人航空機の活用等新技術を従来の河川巡視・堤防点検等に組み入れた手法の検討、及び調査～計画～施工～管理の一貫した河川管理に導入するための取組を促進・支援し、河川維持管理の高度化・効率化を図るものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、三次元河川管内図データを活用した河道管理の効率化・高度化について技術提案を求めるため、簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式により公募を行ったところ、1者から参加表明及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・パスコ・ニュージェック設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・施工フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記により、R7河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・パスコ・ニュージェック設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	31,108,000	31,097,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における技術力向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 下館河川事務所管内 R7.5.31～R8.3.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 青木　孝夫 茨城県筑西市二木成1753	令和7年5月30日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切且つ適正に遂行することを目的として、河川管理施設等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等のとりまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川管理施設の変状を的確に評価するための方法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により公募を行ったところ、2者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の業務理解度、実施手順、その他について、理解度や妥当性が高く、有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること、「特定テーマ」については、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が適切に整理され、提案内容に説得力がある。 上記より、R7鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は総合的に最も優れた提案を行った者であり、当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	48,752,000	48,752,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　みなとカメラ設置検討業務 愛知県名古屋市 R7.6.3～R7.12.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 西尾 保之 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和7年6月3日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、名古屋港の直轄工事の施工管理を行うとともに、災害発生時に直轄事業で施工中の施設（以下、直轄施設とする）の状況把握ができるみなとカメラ装置（カメラ機器や映像伝送設備、通信設備の総称）について、既存みなとカメラ装置の代替えについて設置位置も含めた検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	16,214,000	16,170,000	99.7%	公社	国認定	1		本業務は、直轄工事の施工管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R7河川水辺の国勢調査（河川版）総括検討業務 東北地方整備局 R7.6.14～R8.3.27 土木関係コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 西村　拓 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和7年6月13日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、河川水辺の国勢調査に精通しているとともに、生物調査結果の収集・精査・整理に関する専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたものである。 技術提案は、公益財団法人リバーフロント研究所から提出され、提案内容を審査・評価したところ、企業および技術者の経験、能力等に関する必要要件を満足しているほか、河川特性を踏まえた生物調査結果の分析検討方針を具体的に示すなど、的確な提案がなされており、本業務を遂行するに十分な技術力と能力が認められたため、河川部建設コンサルタント選定委員会において、特定されたものである。 以上から、左記業者と契約を締結するものである。	59,015,000	58,960,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川の適切な整備と管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、更なる参入要件等の見直しを行うことと、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

R7関東地方における河川生態系の形成に関する行動計画検討業務 関東地方整備局管内 R7.6.18～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎　福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和7年6月17日	公益財団法人　日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした関東地方における生態系ネットワークを形成するために、行政、市民及び民間企業等の多様な主体の協働・連携のあり方及び行動計画について、利根川・荒川流域を中心に検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、関東エコロジカル・ネットワーク基本計画の中間評価に関する収集資料の分析手法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、公益財団法人　日本生態系協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人　日本生態系協会は、当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	17,006,000	16,995,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、生態系環境の形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R7.6.26～R8.1.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 髙松　諭 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1　新潟美咲合同庁舎1号館	令和7年6月25日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現を目指して、行動計画の進捗状況の整理を行うとともに、行動計画の円滑な推進に向けたモデルプロジェクト等の企画・検討を行うものであり、令和元年度から継続的に発注しているものである。本業務を適切かつ確実に履行するためには、過年度までの成果をもとに生態系ネットワークの軸となる信濃川・阿賀野川、潟などの越後平野の状況や、多様な主体との連携方法等に精通し、野生生物の生態系ネットワーク形成のための高度な技術力と知識が求められる。このため、参加者が特定の法人1者のみの状況が6回継続していることから、上記の技術的要件等を兼ね備えている上記業者を特定法人とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、左記法人以外に参加意思確認書の提出がなかったため、左記法人と随意契約を締結するものである。	20,449,000	20,185,000	98.7%	公財	国認定	1		本業務は、越後平野生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	有
広島港宇品地区船舶航行安全対策調査検討業務 R7.6.25～R8.1.16 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 小倉 一仁 広島市南区宇品海岸3-10-28	令和7年6月25日	公益社団法人瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、広島港宇品地区の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 （簡易公募型プロポーザル）	18,369,736	18,282,000	99.5%	公社	国認定	1		本業務は、港湾工事における船舶の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討、を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度　河川環境の評価・分析に関する調査検討業務 R7.7.1～R8.3.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	令和7年6月30日	共同提案体（設計共同体） 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1－17－24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川環境の変化を効率的かつ適切に把握する技術の一般化を図るための検討を行うとともに、その価値を定量的に評価・分析し、各現場における施策や事業の推進に活かすことで、流域の多様な関係者と一体となって、より効率的・効果的に河川管理者が河川環境の保全・創出を図ることができるようにすることを目的とする。 上記業者は技術提案書の提出があった唯一の者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから特定したものである。	58,597,000	58,300,000	99.5%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境の評価・分析手法の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度持続的な多自然川づくり推進に関する検討業務 北陸地方整備局管内 R7.7.3～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 髙松　諭 新潟県新潟市中央区美咲町1－1－1　新潟美咲合同庁舎1号館	令和7年7月2日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、『持続性ある実践的多自然川づくりに向けて（平成29年6月）』に基づき、近年の河川行政の動向も踏まえ、新技術を活用した多自然川づくりの検討、多自然川づくりの技術資料の検討や人材の育成・普及啓発の仕組みの構築に関する検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、多自然川づくりや河川環境における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。よって、左記業者と随意契約を締結するものである。	64,922,000	64,900,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、多自然川づくりの技術資料の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度かわまちづくりの推進に関する調査検討業務 広島県広島市中区 R7.7.15～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 杉中　洋一 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和7年7月14日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1－17－24	1010005018655	会計法第29条の3第4項　予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	30,008,000	29,920,000	99.7%	公財	国認定	1		本業務は、かわまちづくりの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	無

水島港みなとカメラ設置検討業務 岡山県倉敷市 R7.7.16～R7.12.26 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 笹岡　実也 岡山県玉野市築港1-1-3	令和7年7月16日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、水島港内における直轄港湾工事の施工管理及び、災害・事故時等の危機管理を含めた施設管理を行うためのみなとカメラシステムのカメラ設置場所、通信方法、設備等について検討を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、宇野港湾事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 （簡易公募型プロポーザル）	16,460,925	16,141,936	98.1%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の施工管理及び危機管理を含めた施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
中国地方の港湾における災害対応方策検討業務 広島県広島市 R7.7.17～R8.2.27 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 吉田　敏晴 広島市中区東白島町14-15	令和7年7月17日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画（以下、「中国広域港湾BCP」という。）をより実践的なものとするため、航路啓開を担う作業船確保の検討、並びに能登半島地震及び広域連携訓練の実施により明らかとなった中国広域港湾BCP の課題を踏まえた航路啓開の手引き及び中国広域港湾BCPの改訂案の検討を行うとともに、次年度訓練計画の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局（港湾空港関係）建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 （簡易公募型プロポーザル）	14,273,734	14,080,000	98.6%	公社	国認定	1		本業務は、広域港湾機能継続計画をより実践的なものとするといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　川崎港臨港道路航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1　京浜港湾事務所 R7.7.18～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局　京浜港湾事務所長 谷川　晴一 神奈川県横浜市中区新港1-6-1	令和7年7月18日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「鋼桁架設の本格着手を踏まえた、一般船舶に対する工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	12,134,785	11,764,500	96.9%	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響及び安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討、に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
高規格堤防盛土設計・施工マニュアル改定検討業務 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 R7.7.23～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤　博之 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	令和7年7月22日	公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 　本業務は、平成12年3月に作成された「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」について、レベル2地震動等を考慮した改定に向けた技術的な検討を行うことを目的とする業務である。 　そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 　本業務の公示にあたり、参加可能業者が103者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に26者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者が参加資格を有していた。 　参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため契約の相手方とするものである。	24,959,000	24,959,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、高規格堤防の耐震化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度河川環境情報基盤構築・活用検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 R7.7.23～R8.3.13 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長　堰下　禎裕 福岡市博多区博多駅東2-10-7　福岡第二合同庁舎7階	令和7年7月22日	共同提案体（設計共同体） 公益財団法人リバーフロント研究所他2者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するため に必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「河川管理者及び河川環境調査等業務受注者の利便性を踏まえた河川水辺の国勢調査データ活用システムの検討、構築における留意点について」に係る技術力を備えていると判断される。 特に評価テーマの「河川管理者及び河川環境調査等業務受注者の利便性を踏まえた河川水辺の国勢調査データ活用システムの検討、構築における留意点について」に対する技術提案について、着 眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、提案を裏付ける内容が十分に示されており、優れた提案が行われていたものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。	146,938,000	146,905,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川水辺の国勢調査の一元管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	有

R6久慈川・那珂川河川管理施設等監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R7.8.1～R8.3.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局　常陸河川国道事務所長 佐々木　哲也 茨城県水戸市千波町1962-2	令和7年7月31日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、堤防等点検結果評価のとりまとめを行うとともに、RiMaDISへの情報登録を行うものである。 　また、堤防の維持管理方法の検討、水面利用適正化の検討、河川管理用通路等の管理方法の検討を行うものである。 　本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「久慈川・那珂川の特性を踏まえた上で、堤防除草及び刈草の効果的な対応についての検討方法」の技術提案を求め、（簡易）公募型プロポーザル方式（拡大型）により選定を行った。 R6久慈川・那珂川河川管理施設等監理検討業務河川財団・エコー・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものとする。	41,690,000	41,690,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7ー9年度全国水質現況評価検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 R7.8.1～R9.7.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長　垣下　禎裕 福岡市博多区博多駅東2-10-7　福岡第二合同庁舎7階	令和7年7月31日	共同提案体（設計共同体） 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び全国の水質現況調査結果をとりまとめ公表するにあたり、河川環境の保全や改善に対する一般の理解促進を図る技術力を備えていると判断される。 特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が明確に記載されていること、及び評価テーマの「全国の水質現況調査結果をとりまとめ公表するにあたり、河川環境の保全や改善に対する一般の理解促進を図る上での留意点」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、提案を裏付ける内容が十分に示され、優れた提案が行われていたものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。	55,286,000	55,286,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、全国の水環境改善施策を実施していくといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R7.8.6～R8.3.2 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長　河 瀬　和重 茨城県つくば市北郷1番	令和7年8月6日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区小石川1-5-1	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 　本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、提出された技術提案書について評価を行った結果、左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	21,945,000	21,920,800	99.9%	公社	国認定	2		本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
宮古港みなとカメラ設置検討業務 岩手県釜石市港町2-7-27 R7.8.6～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 吉田　靖 岩手県釜石市港町2-7-27	令和7年8月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　本業務は、宮古港にみなとカメラを設置するにあたり、設置場所、カメラ機器・通信システム、維持管理及び付帯施設の検討を行い、設置工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。 　本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 　審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	22,265,323	20,350,000	91.4%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の防災・減災といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討、を行うなど）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
出入管理情報システム導入効果検討業務 広島県広島市 R7.8.7～R8.1.30 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 赤城　尚宏 広島市南区宇品海岸3-10-28	令和7年8月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、出入管理情報システム未導入のコンテナターミナルにおける導入効果の把握のため、広島港出島地区のターミナルをケーススタディとして、物流効率性も勘案しつつ三点確認を確実かつ円滑に実施することを目的とした出入管理情報システムの導入効果について、検証するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 （簡易公募型プロポーザル）	13,959,000	13,860,000	99.3%	公社	国認定	1		本業務は、コンテナターミナルにおける出入管理情報システム導入効果の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度九州管内の港湾における広域連携BCP検討業務 福岡県福岡市 R7.8.8～R8.3.17 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 酒井　浩二 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年8月8日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂３－３－５	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、大規模災害時における港湾の広域連携BCPを策定し、実効性のある訓練計画を立案するためには、各港湾BCPや災害協定、航路啓開活動などの広域的な連携が重要であり、港湾機能の早期復旧を図る方法や緊急物資輸送方法など具体的な対応を検討する必要があるため、受注業者に対しては、1．予定技術者の経験および能力（技術者資格、業務執行技術力等）、2．業務実施方針（業務理解度、業務実施手順等）、3．特定テーマに対する技術提案（的確性、実現性）等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	24,409,000	24,409,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、九州管内各港湾の港湾BCP等の課題を抽出し、広域的な港湾連携のあり方についての検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

境港外港昭和南地区岸壁(−12m)等船舶航行安全対策検討業務(その2) 鳥取県境港市 R7.8.19～R8.1.30 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 尾﨑　靖 鳥取県境港市昭和町9番地	令和7年8月19日	公益社団法人日本海海難防止協会 新潟市中央区竜が島1−9−2	1110005014792	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、境港外港昭和南地区岸壁(−12m)及び泊地(−12m)の工事に係わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書、技術提案書の提出があり、境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本海海難防止協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 （簡易公募型プロポーザル）	12,922,565	12,309,000	95.3%	公社	国認定	1		本業務は、港湾工事における船舶の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7利根川上流部治水機能増強検討調査業務 利根川上流河川事務所管内 R7.8.22～R8.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本　雅道 埼玉県さいたま市中央区新都心2−1	令和7年8月21日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11−9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、利根川水系における治水安全度の向上を目的とした既存ストックを最大限に有効活用した治水対策の評価手法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7利根川上流部治水機能増強検討調査業務河川財団・建設技術研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。	40,931,000	40,920,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、治水事業の安全度の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
大阪湾諸港等の広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 一 R7.8.22～R8.3.23 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小林　知宏 兵庫県神戸市中央区海岸通29	令和7年8月22日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3−3−5	7010405000967	本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の充実化を図るため、災害時の航路啓開作業の検討、海上支援ネットワーク形成の検討、災害時の早期港湾機能回復のための対処行動に関する図上訓練を実施するものである。 本業務は、専門的技術が要求される業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が100者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に29者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人　日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人　日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	22,506,239	22,275,000	99.0%	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 東京都港区 R7.8.22～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 水口　幸司 香川県高松市サンポート3−33	令和7年8月22日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3−3−5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 （公募）	24,464,286	24,343,000	99.5%	公社	国認定	1		本業務は、海上交通の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 新潟県新潟市 R7.8.26～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷　昌文 新潟市中央区美咲町1−1−1	令和7年8月26日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3−3−5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 　本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の更新に向けた改善点について抽出整理するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 　公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 　よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	18,936,413	18,733,000	98.9%	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の実効性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

令和7年度　PSカード発行に関するDXシステム構築業務 愛知県名古屋市 R7.8.27～R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長　中原　正顕 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和7年8月27日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、PSカードの申請に関してDX化を進めるため①紙申請データ（様式内の顔写真含む）の市販ソフトを活用した電子データ化に関するシステム等の構築及び②PSカード発行申請に関する申請者からの電話問い合わせに対して基礎的な回答案を自動作成（以下、「回答自動作成」という。）する既存サービスの初期設定等を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	12,087,845	12,078,000	99.9%	公社	国認定	1		本業務は、港湾保安政策のDX化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R7・R8利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R7.9.2からR8.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局　利根川下流河川事務所長 三枝　伸太郎 千葉県香取市佐原イ4149	令和7年9月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 　R7・R8利根川下流管内河川管理施設監理検討業務　河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	23,419,000	23,419,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
大阪港海上工事に伴う航行安全対策検討業務 大阪府大阪市 R7.9.9～R8.7.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 下田　潤一 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500	令和7年9月9日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	本業務は、大阪港海上工事に伴う船舶航行に対する安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 本業務は、「内容が技術的に高度な」業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が31者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に25者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから、公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	18,172,000	17,710,000	97.5%	公社	国認定	1		本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 R7.9.10～R8.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊　茂 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和7年9月10日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　本業務は、大規模災害発生時において、東北管内の港湾が連携し、継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の改訂にむけた、航路啓開に係わる行動手順の検討、ならびに東北広域港湾BCPの実効性向上の検討を行うものである。また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものである。 　本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 　審査の結果、公益社団法人 日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	21,251,139	21,197,000	99.7%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の防災・減災といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討、を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
敦賀港みなとカメラ検討業務 福井県敦賀市 R7.9.11～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局　敦賀港湾事務所長 坂井　啓一 福井県敦賀市松栄町7-28	令和7年9月11日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 　本業務は、敦賀港のみなとカメラの新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。 　みなとカメラは、港湾等における直轄工事の施工管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時におけるリアルタイムな状況把握等に幅広く活用するものであり、みなとカメラの配置検討については、事業計画及び港湾計画等を踏まえた視認対象施設、監視内容の設定など高度な技術を要すること、また、みなとカメラの設置目的に必要な性能・機能に合致した機器仕様、経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した機器仕様の検討といった専門的な知識を有することから簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 　公益社団法人　日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、当該業務について、総合的に優れた提案を行った者として特定された者である。 　以上の理由により、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約をするものである。	20,449,000	19,668,000	96.2%	公社	国認定	1		本業務は、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、（参入要件等の見直しを行うなど）競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

河川協力団体等活動支援・活性化方策検討業務 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 近畿地方整備局 R7.9.18～R8.2.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤　博之 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	令和7年9月17日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、地域と連携した持続的な河川管理を行うため、近畿地方整備局管内の河川協力団体等を対象に活動活性化の方策検討し、広報支援等を実施することを目的とする業務であり、業務の実施にあたり、高度かつ専門的な技術力が要求されるとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより優れた成果を期待できる業務である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 本業務の公示にあたり、参加可能業者が72者以上であることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に18者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	12,001,000	12,001,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域と連携した持続的な河川管理を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
公共測量における三次元点群データ取得に関する新技術対応のための調査検討業務 R7.9.19～R8.3.2 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長　河 瀬　和重 茨城県つくば市北郷1番	令和7年9月19日	公益財団法人日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、提出された技術提案書について評価を行った結果、左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	12,166,000	11,968,000	98.4%	公財	国認定	1		本業務は、公共測量における新技術対応といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない 。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	無
R7利根川水系（利根川・江戸川）整備方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R7.9.25～R8.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局　利根川上流河川事務所長 飯野　光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和7年9月24日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川水系において河川整備を進めていくうえで、段階的な整備手順や方策等について検討することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、利根川水系における整備手順を検討する際の留意すべき事項について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R7利根川水系（利根川・江戸川）整備方策検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	20,372,000	20,372,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
淀川高台まちづくり方策検討業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他（淀川河川事務所及びその管内） R7.9.25～R8.3.10 土木関係建築コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤　洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和7年9月24日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低151者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に34者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	25,300,000	25,300,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、高台まちづくりの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R7利根川水系氾濫抑制対策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R7.10.1～R8.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野　光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和7年10月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川水系において、堤防決壊による氾濫が発生した際、被害エリアの拡大防止並びに避難及び対策時間の確保に向けて、氾濫流を抑制、誘導、貯留、排水及び遅延させることにより、被害を最小化する氾濫流制御対策の検討及びその対策の実行性を確保するための方策を検討することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川において、決壊による氾濫時の対応の検討課題を抽出する際に配慮すべき事項について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R7利根川水系氾濫抑制対策検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	20,262,000	20,262,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、氾濫流制御対策の検討や実効性の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

R7霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R7.10.28～R8.6.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長 中崎　薫 茨城県潮来市潮来3510	令和7年10月28日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、北浦の流入負荷抑制対策施設による水質改善効果を評価する手法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により公募を行ったところ、1者から参加表明及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R7霞ヶ浦水環境対策検討業務　河川財団・日水コン設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R7霞ヶ浦水環境対策検討業務　河川財団・日水コン設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	24,981,000	24,981,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、北浦水環境対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 出雲河川事務所管内 R7.10.28～R8.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長　児子　真也 島根県出雲市塩冶有原町5-1	令和7年10月28日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20	6013305001887	会計法第29条の3第4項　予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	22,000,000	22,000,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、自然再生といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
みなとカメラ機器更新検討業務 東京都港区 R7.11.7～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 加藤 訓生 香川県高松市朝日新町1-30	令和7年11月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 （公募）	17,666,771	17,600,000	99.6%	公社	国認定	1		本業務は、海上交通の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
亀の瀬地すべり対策事業インフラツーリズム推進検討他業務 自）大阪府柏原市峠地先～至）大阪府柏原市雁多尾畑地先 R7.11.28～R8.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 細川　晋 大阪府柏原市大正2-10-8	令和7年11月27日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に30者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて、「配置予定技術者の経験及び能力」の資格・実績等、「実施方針・実施フロー工程表・その他」のその他、「評価テーマ」の的確性に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	33,979,000	33,979,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、地すべり対策事業の推進及び運営方策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7・R8荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務 荒川上流河川事務所管内 R7.12.2～R8.12.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局　荒川上流河川事務所長 萩原　健介 埼玉県川越市新宿町3-12	令和7年12月1日	設計共同体 公益財団法人日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（拡大型）により選定を行った。 R7・R8荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務日本生態系協会・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	29,744,000	29,722,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、自然再生地の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

R7琵琶湖河川事務所管内河川管理施設監理検討業務 滋賀県大津市黒津4-5-1 （琵琶湖河川事務所及びその管内） R8.1.30～R8.12.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 柴山　慶行 滋賀県大津市黒津4-5-1	令和8年1月29日	R7琵琶湖河川事務所管内河川管理施設監理検討業務河川財団・中央復建コンサルタンツ設計共同体 公益財団法人河川財団　他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等 の作成を行うものである。 また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事案を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	23,067,000	23,067,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、河川管理施設の監理検討事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7淀川生態環境調査解析業務 大阪府枚方市新町2-2-10他（淀川河川事務所管内） R8.3.28～R9.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤　洋行 大阪府枚方市新町2-2-10	令和8年3月27日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に40者から入札説明書等のダウンロードがなされ、3者から参加表明書の提出があり、3者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から3者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	53,515,000	53,515,000	100.0%	公財	国認定	3		本業務は、淀川の環境を保全及び再生するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7円山川河川管理施設監理検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先他（豊岡河川国道事務所管内） R8.3.28～R9.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 澤村　学 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和8年3月27日	円山川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体 公益財団法人河川財団　他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。 また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事案を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行う業務であり、業務の実施にあたり、高度かつ専門的な技術力が要求されるとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより優れた成果を期待出来る業務である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 本業務の公示にあたり、参加可能業者が391者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に11者から業務説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	27,467,000	27,467,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

（注1）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。